

鹿島学術振興財団 2026年度 一般研究助成 募集要項

1. 助成の趣旨

我が国の学術の発展並びに学術の国際交流を図るため、工学を含む自然科学、人文・社会科学、学際融合的な分野・領域等において、国民生活向上への寄与が期待される研究に対して助成を行うものです。

2. 助成対象の研究分野

助成の対象となる主な研究分野は以下の通りです。

- (1) 都市・居住環境の向上
- (2) 国土・資源の有効利用
- (3) 防災・危機管理の推進
- (4) 文化・自然環境の保全

※ (1)～(4)に関連する社会システム、情報技術等先端技術に関するものを含む

3. 申請資格

上記2.の対象分野に関する研究を行う、我が国の大学等研究機関に所属する常勤の研究者、または常勤の研究者から構成される研究グループとします。

新規申請が採択された申請代表者は研究代表者として、研究計画の推進、援助期間中及び終了時に必要となる各種申請・報告、援助金の管理等について責任を持って行っていただきます。

ただし、学会・大学等の機関の事業・研究活動として実施されている研究は対象としません。

4. 募集期間

2025年7月1日(火)～10月15日(水)までに当財団電子申請システムにて申請手続きを完了してください。

5. 助成金額及び助成期間

- (1) 助成金額 総額 約2億5,500万円(予定)

1件当たりの助成金は、2026年度の新規申請から継続助成(2年目)を含めて500万円以内*とします。

*既に採択された2025年度以前の助成については、1件当たり助成金は300万円以内とします。

助成金は、新規申請、継続助成申請に基づいてそれぞれ決定します。

なお、単年度または初年度で350万円以上の助成金を申請するときは、申請書の「5. 研究計画の要約」欄に理由を付記してください。

(2) 助成期間

原則 1 年または 2 年までとします。

今回募集の援助対象となる研究期間は 2026 年 4 月～2027 年 3 月です。

2 年目の継続援助を希望する場合は、新規申請書の「継続援助（2 年目）希望の有無」に必ず「希望あり」とし、申請予定金額を記入して申請してください。

(3) 継続助成申請手続き

初年度申請時に継続助成を希望した採択者は、WEB 申請システムより、上記の「4.募集期間」内に「中間報告書兼継続申請書」を提出(アップロード)し、継続援助申請手続きをしてください。

提出された「中間報告書兼継続申請書」等に基づいて、進捗状況などを審査のうえ、継続助成申請の採否、助成金を決定します。

6. 助成金の使途

- (1) 助成金には、研究に必要な設備備品費、消耗品費、謝金、旅費、印刷製本費、研究管理費（助成金額の 5%以内）等を含めることができます。ただし、設備備品費は原則として助成金額の 30%を超えないものとするとともに、当該研究の実施に直接必要なものに限り、設備備品費が 30%を超えるときは「5. 研究計画の要約」欄に理由を付記してください。
- (2) 助成決定後、助成金の使途（年度助成金額の 30%を超えるような場合）、研究計画を大幅に変更する必要が生じた場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。研究計画に重要な変更が生じる場合、また、事前の連絡がなく変更した場合等は、助成の取り消し、あるいは助成金の返還（全額または一部）を求める場合があります。
- (3) 当財団は、助成金の一部を所属機関の間接経費に充てることについては、想定しておりません。

7. 申請手続

- (1) 申請代表者は、当財団ホームページ上に設定された WEB 申請システムに従って、所属機関の長（学長、研究科長、学部長等）の推薦を受けた上で申請書を作成後、申請書を提出（アップロード）してください。
- (2) 募集要項、申請用紙（含 推薦書用紙）は当財団ホームページよりダウンロードできます。

当財団ホームページアドレス <https://www.kajima-f.or.jp/>



< 申請手順 >

- ① マイページの取得（IDとパスワード等を設定）
- ② 「申請基本情報」を申請システムから登録
- ③ 「申請書類一式」をダウンロード、作成後アップロード
- ④ 申請電子データ受付の確認メール受信

8. 選考方法

選考は当財団の選考委員会において行い、理事会で決定いたします。

なお、選考の過程で面接による審査を行うことがあります。

9. 選考結果の通知等

- (1) 採択予定者に対する内定通知を 2026 年 2 月末頃までにメールにて送付後、2026 年 3 月上旬に全申請者に対して文書により採否を通知します。
 - (2) 新規採択者を対象とする助成金贈呈式を 2026 年 3 月中旬に開催の予定です。
 - (3) 採否の理由についてのご照会には一切応じかねますのでご了承ください。
- なお、採択者の助成決定金額は申請額を下回る場合があります。

10. 成果報告等の提出

- (1) 研究代表者は、研究の成果・結果については助成期間終了後（継続助成者は 2 年目助成期間終了後）に、会計については各年度終了後に当財団に WEB 申請システムより報告していただきます。
- (2) 助成研究による研究成果の発表は自由です。ただし、論文には当財団からの助成であることを記述してください
- (3) 研究成果報告は、当財団の年報に掲載いたします（財団ホームページへの掲載については検討中）。また、当財団の「研究発表会」において発表をお願いすることがあります。

11. その他

- (1) 過去に当財団の助成援助を受給し終了した方も申請いただけます。
ただし、本研究助成の申請代表者は、当財団の研究者交流援助・海外派遣の申請を重複して行うことはできません。また、本研究助成の申請代表者は、本研究助成の申請内容と同一または類似の申請内容をもって、重複して、申請代表者として当財団の特定テーマ研究助成、50 周年特別研究助成、または国際共同研究助成の申請を行うことはできません。
- (2) 採択された研究課題、研究代表者名等については当財団の年報及びホームページ等に、申請内容（研究計画等）については年報に掲載いたします。
なお、申請者のその他の個人情報、ご本人への必要な連絡、選考手続等の目的以外には使用しません。
- (3) 採択後、助成の条件に違反する事項が明らかになった場合は、遡って採択の取消し、助成金の返還（全額または一部）を求めることがあります。

以 上